

盛岡市の将来的な「事務所の位置」の検討について

令和3年5月31日
市長公室
総務部

1 趣旨

現市庁舎は、築50年を超える老朽化が進んでいるほか、防災機能面や利便性の観点から、建替えが将来的な課題となっているところである。

都南村との合併協定書においては「事務所の位置」について言及されているものの、合併から29年が経過する中で、玉山村と合併するなど、本市を取り巻く状況は大きく変化しており、市庁舎の建替えの検討を進めるに当たっては、「事務所の位置」について、改めて考え方を整理する必要がある。

このことから、将来的な「事務所の位置」の検討に向けては、住民意思を反映した合併協定書の主旨及び本市を取り巻く状況の変化を踏まえながら、「事務所の位置」について幅広く検討するものである。

2 合併協定書における「事務所の位置」

(1) 盛岡市・都南村合併協定書

平成3年12月9日 第5回盛岡市・都南村合併協議会において協定書に調印

ア 合併協定書における「事務所の位置」

3 事務所の位置

現盛岡市役所の位置とする。ただし、将来的位置については、住民の利便、まちづくり及び広域合併の方向を踏まえながら、盛南地区を最適地として検討する。

イ 廃置分合の申請・決定

平成3年12月20日 兩市村議会において廃置分合申請について可決

平成3年12月27日 知事に対し、廃置分合を申請

平成4年2月21日 知事による決定

(2) 盛岡市・玉山村合併協定書

平成17年3月12日 第7回盛岡市・玉山村合併協議会において協定書に調印

ア 合併協定書における「事務所の位置」

4 新市事務所の位置

(1) 新市事務所の位置は、現盛岡市役所（盛岡市内丸12番2号）とする。

(2) 玉山村の現庁舎は、総合支所の機能を有する施設として活用する。

イ 廃置分合の申請・決定

平成17年3月15日 両市村議会において廃置分合申請について可決

平成17年3月24日 知事に対し、廃置分合を申請

平成17年7月4日 知事による決定

(3) 合併協定書の法的扱い

市町村の廃置分合については、市町村の申請に基づき都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定めることとされている（地方自治法第7条第1項）。この廃置分合の申請に当たり、関係書類として合併協定書を提出しているものである。

3 「事務所の位置」に係る検討経過

(1) 平成13年5月「新庁舎構想検討会議」の設置

（座長：助役、構成員：収入役及び関係部長）

平成15年2月の報告書では、市庁舎の現況、課題、デザインの在り方、位置、建設概要、移転若しくは建設の目標年度、基金の創設、建設手法、その他事項等、これまでの新庁舎構想に関する検討状況について報告している。

(2) 平成13年6月「市議会市庁舎移転特別委員会」の設置

調査報告書（平成14年12月議会で報告）には、「やがて到来する新市庁舎建設に向けて、建設基金の創設や耐震診断等今取り組むべき事項については速やかに実施し、長期展望からの位置やデザインなどについては、第四次盛岡市総合計画に明確に位置づけするほか、市民参加の懇話会等を開設し、市民の意見を広く聴取して検討を重ね、市民総参加のもとに市庁舎の移転もしくは建設が達成されることを望むものであります。」と記載されている。

(3) 平成18年7月「庁舎構想検討会議」の設置

（座長：総務部長、構成員：市長公室、財政部長、建設部長、都市整備部長）

玉山村との合併により市庁舎を取り巻く状況が変化してきており、庁舎のあるべき方向性を確認しながら進める必要があるという状況から設置された。その後、平成22年1月まで計9回、「新庁舎建設、耐震診断、盛南地区の主要行政施設用地、基金創設、執務室移転等」について話し合いを行った。

(4) 平成23年4月「市庁舎整備基金」の設置

平成23年度から毎年2億円の積み立て、令和2年度末で20億円の積立額となっている。

(5) 平成30年11月「新庁舎建設検討に係る職員ワーキンググループ」の設置

平成30年度は、「現庁舎の長所・課題、建設場所（立地条件）、現庁舎の跡地利用、理想の庁舎像、庁舎に必要な機能・施設及び整備手法」をテーマとして意見交換を行い、令和元年度は、人口減少や少子高齢化、AIの進歩等を想定した将来の市庁舎の在り方、庁舎規模や財政負担の少ない整備手法等について検討を進めた。

(6) 令和2年7月「新市庁舎構想検討会議」の設置

(座長：副市長、構成員：総務部長、市長公室長、財政部長、建設部長、都市整備部長)

新市庁舎のあり方についての調査検討と新市庁舎建設のために必要な事項を整理するために設置し、令和2年度に検討会議を1回、幹事会を2回開催した。令和3年度においても、引き続き、検討会議及び幹事会を開催し、報告書として取りまとめることとしている。

4 市総合計画実施計画における位置づけ

(前) 市総合計画実施計画（平成17年度～19年度）

＜平成26年度までに想定される事業展開＞

- ・新庁舎の建設に関する調査・研究

(現) 市総合計画実施計画（令和3年度～5年度）

- ・自治体経営の取組>経営資源配分の最適化>アセットマネジメントの推進
- ・市庁舎整備推進事務

5 本市を取り巻く状況の変化（都南村合併以降）

(1) 玉山村との合併

平成18年の玉山村との合併により、市域が北側に大きく拡大し、人の流れや産業・経済の構造、土地利用の状況に変化が生じた。

(2) 道路・交通、通信環境の変化

盛岡西バイパスの開通をはじめとする広域幹線道路の整備や、バス交通網の再編や鉄道駅周辺の整備が進んだほか、情報通信技術が急速に発達し、市内でも通信ネットワークが拡大するなど、都市基盤が全市域で確立され、人・物・情報の交流が活発になった。

(3) 人口減少、地方創生への対応

人口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することが求められるようになった。

(4) 現市庁舎の課題

現市庁舎は、浸水想定区域内に立地しており、災害時には、河川の氾濫や電源喪失等が懸念され、災害対策機能拠点として不十分であることに加え、通路、執務室や会議室に十分なスペースがなく市民サービスや業務効率の面で支障があるほか、老朽化による維持管理経費の増大等が課題となっている。

6 将来的な「事務所の位置」の検討に向けて（検討方針）

本市の将来的な「事務所の位置」の検討に向けては、玉山村との合併や、道路・交通、通信環境の変化、人口減少、地方創生への対応など、本市を取り巻く状況変化を踏まえ、都南村との合併協定書記載の盛南地区及びそれ以外の地区も含めて、住民の利便やまちづくりなど総合的な観点から、「事務所の位置」の検討を進めるものとする。

7 今後の予定

- 令和3年度 新市庁舎構想検討会議報告書の取りまとめ
※ 新市庁舎の方向性、規模、機能、建設候補地、整備手法、財源及びスケジュールを記載予定
- 令和4年度 市民アンケートの実施
有識者等による懇話会の開催
- ↓
- 令和5年度以降 新市庁舎建設基本構想策定委員会の設置
新市庁舎建設基本構想の策定
- ↓
- 新市庁舎建設基本計画の策定